

## 札幌市交通局発注工事における社会保険等未加入対策の実施について

札幌市交通局では、平成 29 年 4 月 7 日以後に告示する工事から、「札幌市交通局建設工事請負契約約款」を一部改正し、社会保険等未加入対策として、一次下請を社会保険等の加入事業者に限定する取組みを実施します。

なお、具体的な事務手続は、『下請契約等からの社会保険等未加入建設業者の排除等に係る取扱いについて』に定めています。

### 「札幌市交通局建設工事請負契約約款」の一部改正

元請企業が社会保険等未加入建設業者<sup>※1</sup>と一次下請契約を締結することを禁止する条項（第 7 条の 2）を新たに設けます。

※1：次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）

- (1)健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
- (2)厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
- (3)雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

### 社会保険等未加入対策の概要について

#### ■対象工事

当初設計金額が 250 万円超の工事（札幌市交通局建設工事請負契約約款を適用する工事）

#### ■一次下請の取組

一次下請企業を社会保険等の加入者に限定します。ただし、一次下請企業が社会保険等未加入建設業者であっても、札幌市が指定する期間内（概ね 1 か月程度）に、加入手続きを済ませたことを確認できる書類を提出した場合は、ペナルティ措置はありません。

#### ■二次以下の下請の取組

二次以下の下請企業が社会保険等未加入建設業者である場合は、元請企業に対して、適切に下請企業を指導するよう通知します。ただし、二次以下の下請企業が加入手続きをしない場合であっても、ペナルティ措置はありません。

#### ■社会保険等の加入状況の確認方法

元請企業から提出された施工体制台帳の《下請負人に関する事項》・再下請負通知書の《再下請負関係》の健康保険等の加入状況の欄の記載内容から適否を判断します。

健康保険等の加入状況	健康保険 加入 未加入	厚生年金保険 加入 未加入	雇用保険 加入 未加入
保険加入の有無	加入	加入	加入
加入状況	適用除外	適用除外	適用除外
事業所整理記号等	●●建設(株)	建設国保	1234-567890

未加入・適用除外に○印のある場合 あるいは 事業所整理記号等に疑義のある場合 については、直接、元請企業や下請企業に内容を確認することがあります。

## 一次下請企業が社会保険等に参加していない場合の取扱いについて

一次下請企業が、健康保険・厚生年金保険・雇用保険のいずれか一つでも、適正に加入していないことが判明した場合は、元請企業に対して、札幌市が指定する期間内（概ね1か月程度）に、当該一次下請企業が適正に社会保険等の加入手続きを済ませ、加入確認書類<sup>※2</sup>を提出するよう、元請企業に対して文書で請求します。

### ■ 指定する期間内に加入確認書類を提出した場合

元請企業に対するペナルティ措置はありません。

### ■ 指定する期間内に加入確認書類を提出できなかった場合

一次下請企業が加入手続きをせず、契約違反状態が継続している場合は、元請企業に対して、**参加停止措置<sup>※3</sup>**と**工事成績評定の減点<sup>※4</sup>**をします。

※2：加入手続きを済ませた事実を確認できる書類

＊健康保険・厚生年金保険の場合：「適用通知書」「資格取得確認及び標準報酬決定通知書」など

＊雇用保険の場合：「雇用保険適用事業所設置届事業主控」など

※3：契約違反等による参加停止措置（期間は2週間～4月）

※4：法令遵守等の参加停止措置等による減点（参加停止期間に応じて△10点～△20点）

## 二次以下の下請企業が社会保険等に参加していない場合の取扱いについて

二次以下の下請企業が、健康保険・厚生年金保険・雇用保険のいずれか一つでも、適正に加入していないことが判明した場合は、別途、元請企業に対し、国土交通省が定めた「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に則り、当該二次以下の下請企業を適切に指導するよう通知します。

なお、当該二次以下の下請企業が社会保険等の強制適用事業所であるにもかかわらず、適正に加入手続きを行わず、違法状態が継続している場合であっても、元請企業に対するペナルティはありませんが、新たに本市（企業局を含む。）と契約を締結する工事においては、当該建設業者を下請企業として選定せず、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」趣旨を踏まえた取扱いをするよう十分留意してください。

## 参 照

【札幌市交通局建設工事請負契約約款】

【下請契約等からの社会保険等未加入建設業者の排除等に係る取扱いについて】

【国土交通省 社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインのHP】

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_fr2\\_000008.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000008.html)